

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和6年（2024年）4月22日（諮問第232号）

答申日：令和7年（2025年）4月30日（答申情第191号）

事案名：公健法に係る認定患者の職業歴の統計及び感覚障害の統計が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）に係る認定患者の職業歴の統計及び感覚障害の統計が分かる文書について、令和6年（2024年）3月21日に行った不存在による不開示決定（以下「原処分」という。）は、妥当である。

### 第2 諮問等に至る経過

- 1 令和6年（2024年）3月6日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

公健法の認定患者の本人及びばく露時期の同居家族等の職業歴の内訳（例えば、漁業関係者xx人、農業関係者yy人）（以下「文書①」という。）

公健法の認定者で、四肢又は全身性の感覚障害で、表在覚、深部覚、複合覚が全て低下している所見が確認できる人の割合（以下「文書②」という。）

- 2 令和6年（2024年）3月21日、実施機関は、対象文書の有無を検討し、本件開示請求に該当する行政文書は存在せず、作成又は取得していないという理由から条例第11条第2項の規定に基づき、原処分を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和6年（2024年）3月28日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、原処分を取り消し、本件対象文書を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- 4 令和6年（2024年）4月22日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨

原処分を取消し、本件対象文書を開示することを求める。

#### 2 本件審査請求の理由

審査請求人の本件審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）文書①について

実施機関は公健法に係る水俣病の認定審査に当たり、メチル水銀ばく露の判定に関して、申請者本人及び同居家族の職業歴を考慮していることを、認定棄却書、行政不服審査請求及び裁判において明言している。

であるならば、申請者本人及び同居家族の職業歴によって、メチル水銀ばく露の異なることの根拠となる統計データがあるはずだ。

##### （2）文書②について

実施機関は水俣病による感覚障害は、表在覚、深部覚及び複合覚の3感覚が全て低下すると主張しており、公健法に係る水俣病の認定審査において表在覚には異常が見られるが、深部覚に異常が見られない場合は、水俣病による感覚障害ではないと判断している。

実際には認定患者において、3感覚の全てが低下している人は少数であることは分かっている。にもかかわらず、上記の主張を繰り返すのならば、その根拠となる統計データがあるはずだ。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に該当する行政文書は存在しないため、行政文書の不存在による不開示決定を行った。

### 第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

#### 1 原処分の妥当性について

### (1) 文書①について

文書①について、審査請求人が「申請者本人及び同居家族の職業歴によって、メチル水銀ばく露の異なることの根拠となる統計データがあるはずだ」と主張していることから、文書①に該当する行政文書は、公健法の認定患者本人及びばく露時期の同居家族等（以下「公健法の認定患者等」という。）の職業歴の内訳をまとめた文書（以下、「対象文書①」という。）と解される。

実施機関に確認したところ、公健法の認定患者等の個々の職業歴が確認できる資料は保有しているが、対象文書①は作成しておらず、不存在と判断したとのことであった。

また、実施機関は過去の担当者への聴き取りや書庫及び電子データの探索を行い、対象文書①が存在しないことを確認したとのことであり、それらの説明に照らすと、対象文書①を作成又は取得していないとする実施機関の主張は首肯し得る。

### (2) 文書②について

文書②について、審査請求人が「認定患者において、3感覚の全てが低下している人は少数であることは分かっている。にもかかわらず、上記の主張を繰り返すのならば、その根拠となる統計データがあるはずだ。」と主張していることから、文書②に該当する行政文書は、公健法の認定者における四肢又は全身性の感覚障害で、表在覚、深部覚及び複合覚が全て低下している所見が確認できる人の割合に関する文書（以下、「対象文書②」という。）と解される。

実施機関に確認したところ、対象文書②を作成しておらず、不存在と判断したとのことであった。

また、実施機関は過去の担当者への聴き取りや書庫及び電子データの探索を行い、対象文書②が存在しないことを確認したとのことであり、それらの説明に照らすと、対象文書②を作成又は取得していないとする実施機関の主張は首肯し得る。

### (3) 小括

したがって、本件開示請求に該当する行政文書が不存在であるとして行われた原処分は妥当である。

## 2 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年(2024年) 4月22日	・諮問(第232号)
令和6年(2024年) 12月25日	・審議
令和7年(2025年) 2月 5日	・審議
令和7年(2025年) 3月11日	・審議
令和7年(2025年) 3月24日	・審議

### 熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 大日方 信春  
委 員 伊豆野 和代  
委 員 鹿瀬島 正剛  
委 員 齊藤 信子  
委 員 関 智弘  
委 員 竹本 正盛

(令和7年(2025年)3月31日まで)

前 会 長 馬場 啓  
前 委 員 甲斐 郁子